

平成11年 2月24日 制定（空航第103号）
平成11年 6月 1日 一部改正（空航第402号）
平成18年12月21日 一部改正（国空航第857号）
平成23年 6月30日 一部改正（国空航第566号）
令和 4年 3月29日 一部改正（国空航第3037号）

航空局安全部安全政策課長

航空機の運航における乗客等の標準重量の設定について

1. 目的

航空運送事業者が航空機の運航における重量・重心管理に用いる乗客重量等について、実重量に代えて標準乗客重量等を用いる場合の標準重量及び設定要領を定めることを目的とする。

2. 適用

本邦航空運送事業者が航空運送事業の用に供する飛行機であって、乗客座席数が国内線の場合は9席以上、国際線の場合は30席以上であるものに適用する。

標準重量は、運航便ごとに個々の重量を計測する手間を省き簡便に総重量を算出するために設定するものである。

なお、個別便については、標準重量に代えて実重量を用いて航空機の重量・重心管理を行ってもよい。

3. 標準重量

（1）国内線標準乗客重量

			適用期間	
			夏期 5月1日～10月31日	冬期 11月1日～4月30日
大人	男女混合		150 lbs (68 kg)	153 lbs (69 kg)
	男女別	男性	164 lbs (74 kg)	164 lbs (74 kg)
		女性	128 lbs (58 kg)	131 lbs (59 kg)
子供			70 lbs (32 kg)	70 lbs (32 kg)

- a. 乗客重量には、機内持込手荷物重量が含まれている。
- b. 子供とは3歳以上12歳未満をいい、3歳未満の幼児の重量は大人の乗客重量に含まれる。

- c. 男女混合とは、男女の区分なく標準乗客重量を設定する場合に適用する。
- d. 男女別とは、男性と女性に区分して標準乗客重量を設定する場合に適用する。
- e. 南西諸島（奄美諸島及び大隅諸島を除く。）地域を発着する路線（那覇空港と沖縄県外を結ぶ路線を除く。）については、以下の標準乗客重量を用いてよい。

		適用期間	
		夏期	冬期
大人	男女混合	145 lbs (66 kg)	149 lbs (68 kg)

- f. 標準乗客重量を乗客座席数が30席未満の航空機に適用する場合は、座席数に応じて大人一人当たりの重量(1b)へ以下の値を加算すること。

乗客座席数	9-11	12-14	15-17	18-20	21-23	24-27	28-29
男女混合	19	15	10	6	4	2	0
男女別	17	11	6	3	0	0	0

- g. 標準乗客重量を適用することが不適当と認められる団体乗客（乗客座席数が30席未満の航空機の場合には個人乗客も含む。）の場合には、次のいずれかの方法によって決定した乗客重量（実重量）を用いること。
 - ① 実測重量（機内持込手荷物及び乗客の重量の合計値）
 - ② 聴き取りした乗客の体重（過少と判断される場合は妥当な重量に修正すること。）に、衣服及び機内持込手荷物の重量を加えた値
- h. 通年で同一の標準乗客重量を適用する場合は、冬期の値を用いること。

(2) 国内線標準預入手荷物重量

国内線の標準預入手荷物重量は、一個あたり15 lbs (7 kg)とする。

標準重量の適用が明らかに不適当と認められる場合については、実測重量を用いること。

(3) 国際線標準乗客重量

地域	適用期間	
	夏期 5月1日～10月31日	冬期 11月1日～4月30日
大人	太平洋リゾート	140 lbs (64 kg)
	アジア	150 lbs (68 kg)
	欧州・北米	155 lbs (70 kg)
	上記以外の地域	160 lbs (73 kg)
子供	全域	70 lbs (32 kg)

- a. 乗客重量には、機内持込手荷物重量が含まれている。

- b. 子供とは3歳以上12歳未満をいい、3歳未満の幼児は大人の重量に含まれる。
- c. 太平洋リゾートとは太平洋地域のリゾート地をいい、ハワイ、グアム、サイパン、パラオ、ニューカレドニア、フィジー等が含まれる。
- d. 通年で同一の標準値を適用する場合は、冬期の値を用いること。
- e. 冬期／夏期の切り替えは、原則としてスケジュール出発時刻を基本とし現地標準時、協定世界時、日本標準時のいずれかによること。
- f. 標準乗客重量を適用することが不適当と認められる団体乗客の場合には、次のいずれかの方法によって決定した乗客重量（実重量）を用いること。
 - ① 実測重量（機内持込手荷物及び乗客の重量の合計値）
 - ② 聴き取りした乗客の体重（過少と判断される場合は妥当な重量に修正すること。）に、衣服及び機内持込手荷物の重量を加えた値

（4）国際線標準預入手荷物重量

設定しない。（原則として実測重量によること）

（5）標準乗務員重量（国内線・国際線共通）

運航乗務員	客室乗務員
185 lbs (84 kg)	140 lbs (64 kg)

乗務員重量には、機内持込手荷物重量（運航乗務員251bs、客室乗務員201bs）が含まれている。機内持込手荷物重量が明らかにこれより重い場合は実測重量を考慮すること。

4. 航空運送事業者別の標準重量の設定について

航空運送事業者は、路線構成、運航形態、使用機材等の特殊要因により、3.に規定する標準重量の値の使用が適当でないと判断した場合、下記の手順に従って当該事業者独自の標準重量を設定することができる。

なお、当該重量は個別便に対しての重量・重心管理に用いる重量ではなく、特定の路線、地域、運航形態に対して常態的に適用する標準重量である。

また、当該重量を適用することが不適当と認められる団体乗客（乗客座席数が30席未満の航空機の場合には個人乗客も含む。）の場合には、国内線にあっては3.

（1）g. と、国際線にあっては3. (3) f. と同様な方法にて決定した実重量を乗客重量として用いること。

（1）独自の標準重量の設定を必要とする理由を記した実測計画書を航空局安全部航空事業推進室長又は地方航空局保安部運航課に提出すること。

（2）当該重量の設定にあたっては、別添1に定める設定要領に従うこと。

実測調査の結果について統計的分析を行い、路線構成、運航形態、使用機材等の特殊要因により実測重量が標準重量から異なっている（実測重量の母集団の平均値と3.による標準重量の値との差が標準重量の2%を超える）ことが示された場合は、航空局航空安全推進室長又は地方航空局運航課長の承認を得て実測重量を独自の標準重量として設定すること。

- (3) 当該重量は、5年毎に見直しのための実測調査を行うこと。

なお、当該調査の結果、実測重量の母集団の平均値と3.による標準重量の値との差が標準重量の2%以内の場合には、当該重量を設定しないこと。

また、運航形態の変化等により当該重量の見直しが必要と判断される場合には、隨時、調査を実施すること。

5. その他

標準重量は、次のいずれかに該当する場合、適切に見直すこととする。

- (1) 平成15年度の国民体重を基準として、その後の国民体重の数値の変化が2%を超えた場合。
- (2) その他標準重量に影響を及ぼすような運航環境の変化等が生じた場合。

附則

- (1) 本通達は、平成11年3月1日から適用する。
- (2) 「航空機の運航における乗客等の標準重量の設定について」（平成10年4月30日付け、空航第225号）は廃止する。

附則（平成11年6月1日）

- (1) 本通達は、平成11年6月1日から適用する。

附則（平成18年12月21日）

- (1) 本通達は、平成18年12月21日から適用する。
- (2) 平成15年度の国民体重（厚生労働省調査）の数値は、男性：64.7kg（142.6lbs）及び女性：52.8kg（116.4lbs）を基準としている。
- (3) 本通達の改正の際、現に設定されている標準重量については、平成19年4月30日までの間は、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例によることができます。

附則（平成23年6月30日）

- (1) 本通達は、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和4年3月29日）

（1）本通達は、令和4年4月1日から適用する。

別添 1

航空運送事業者別の標準重量の設定要領

実測調査により航空運送事業者が独自の標準重量を設定する際は、以下に示す要領に従って設定すること。

1. 計測方法及び計測場所

標準重量を求めようとする母集団から標本を可能な限り無作為抽出し、正確に測定しうる計測方法及び計測場所を選定すること。

2. 計測機器

計測機器は、以下の諸元を満たすものを用いること。

項目	kg 表示	lbs 表示
計測範囲	0 kg～150kg	0 lbs～330 lbs
最小目盛り幅	500 g	1 lbs
精度 (最小精度)	±0.5 % (±200g)	±0.5 % (±0.5 lbs)

3. 標本数

標本数は原則1,500 件以上とする。

ただし、前回調査あるいは事前調査により母集団の推定平均、推定標準偏差が得られている場合には、次式により要求される精度を満たす標本数を算出し、その値が1,500 件を上回る場合にはその値を目標とすること。

$$n = \frac{(1.96 \times \sigma_1 \times 100)}{(e \times u_1)^2}$$

n : 標本数

u₁ : 母集団の推定平均

σ₁ : 母集団の推定標準偏差

e : 要求される精度 (%) (注)

(注) 要求される精度については、次項に示す。

4. 精度

母集団の推定平均値に要求される精度は、以下のとおりとする。

乗客平均重量 : 1%以内

預け入れ手荷物平均重量 : 4%以内

実測調査によって得られた標本平均、推定標準偏差及び標本数から次式により推算精度を求める。

要求される精度を満たさない場合は、追加調査を行うこと。

$$e = \frac{1.96 \times \sigma_0 \times 100}{u_0 \times \sqrt{n}}$$

n : 標本数

u₀ : 標本平均

σ₀ : 母集団の推定標準偏差

e : 推算精度 (%)

5. 標準重量の設定

標準重量値は、実測調査によって得られた標本平均値を直近の1 lbs (1 kg) 単位に丸める。